

労働安全衛生行政の動向

～社会情勢の変化・改革の中で～

全国産業安全衛生大会 特別セッション
令和元年10月24日（木）



厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 村山 誠

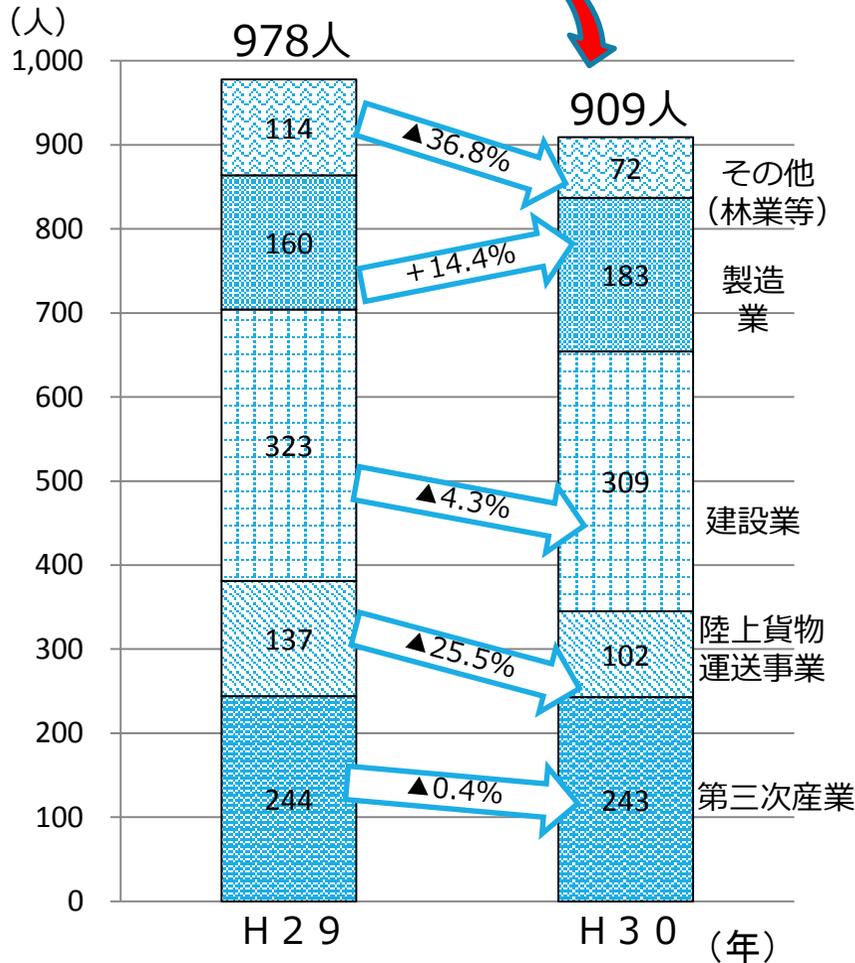


平成30年 労働災害発生状況

※ 平成30年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、4月8日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害

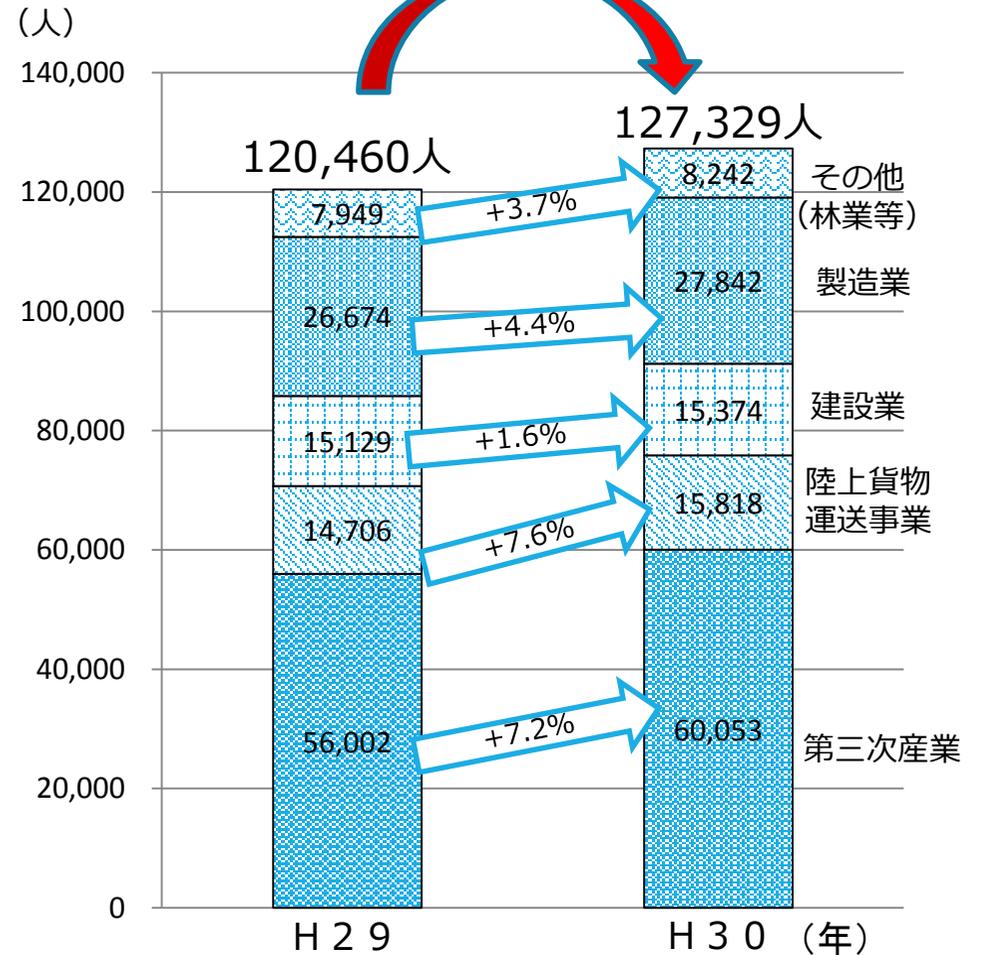
▲69人(▲7.1%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷災害

+6,869人(+5.7%)



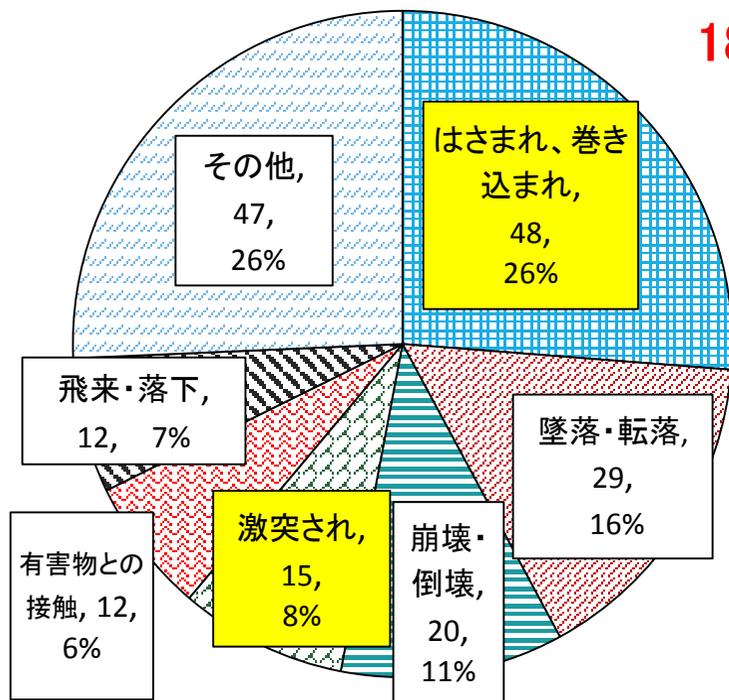
出典：労働者死傷病報告



製造業の労働災害発生状況（平成30年）

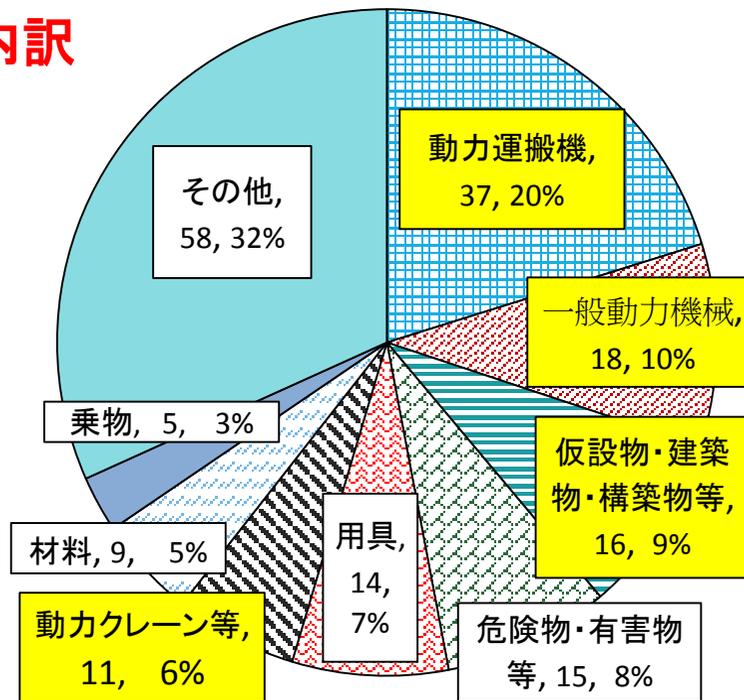
- 死亡災害は、平成29年と比較し、23人増加（+14.4%）
死傷災害（休業4日以上）は、平成29年と比較し、1,168人増加（+4.4%）
- 事故の型別では、はさまれ、巻き込まれが多い。
- 起因物では、施設、設備、機械等が多い。
- 労働力の高齢化に伴い「転倒」、「動作の反動・無理な動作」の割合が増加

死亡災害の事故の型



183人の内訳

死亡災害の起因物



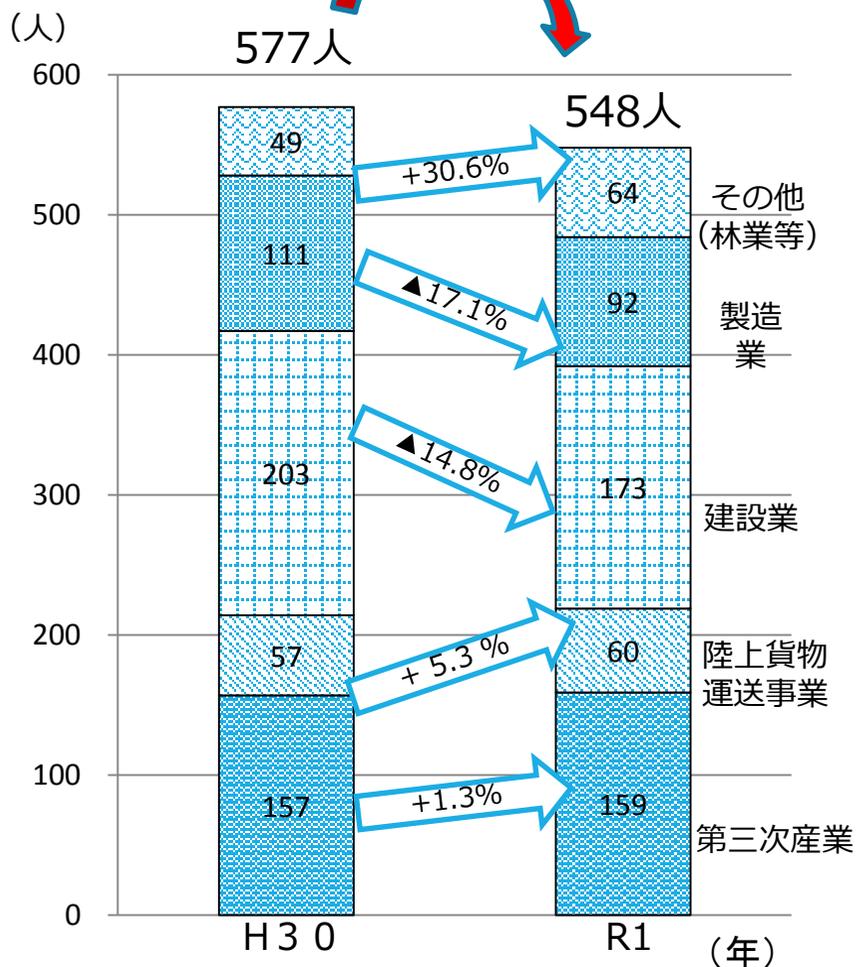


令和元年 労働災害発生状況(10月速報値)

※ 平成31年1月1日から令和元年9月30日までに発生した労働災害について、令和元年10月7日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害

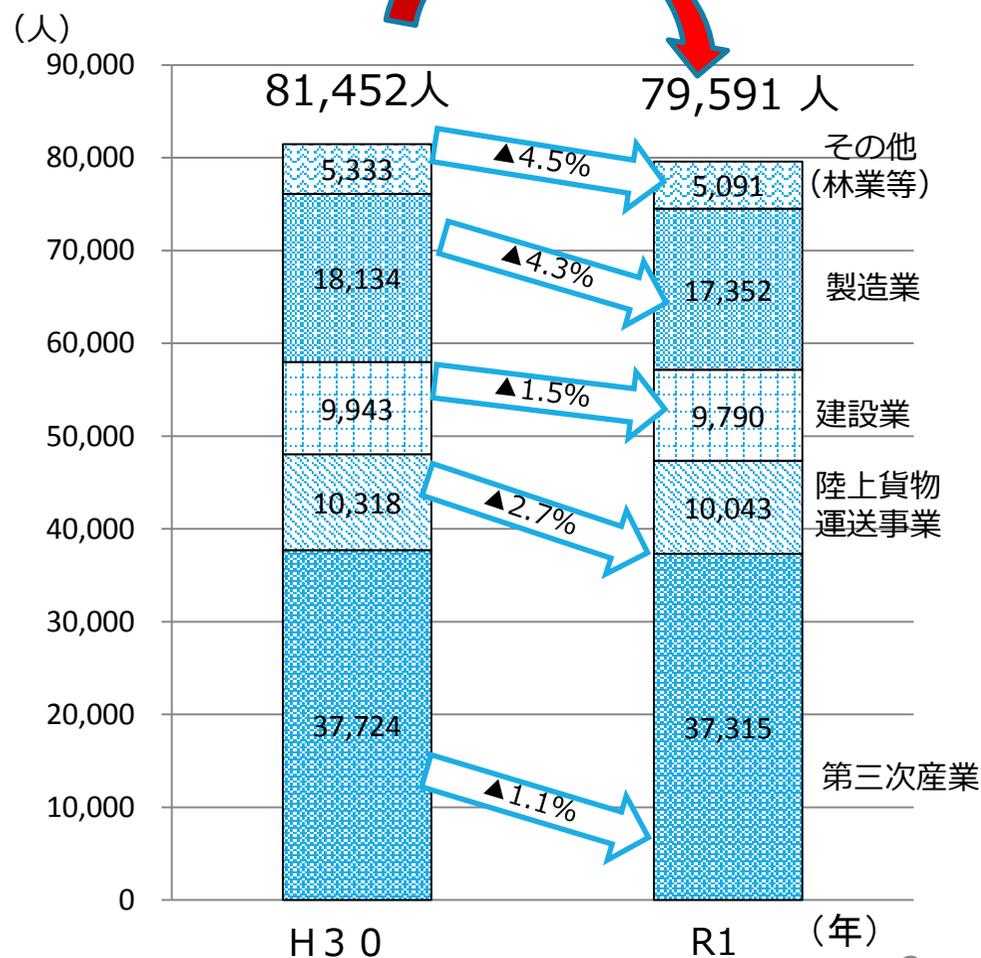
▲29人(▲5.0%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

▲1,861人(▲2.3%)



出典：労働者死傷病報告



第13次労働災害防止計画

製造業での施設、設備、機械等に起因する災害防止

- 危険性の高い機械等について法令の改正も視野に検討
 - **製造時のリスクアセスメント**を確実に実施するための方策
 - **残留リスク等の情報**を確実に提供する方策
- **高経年施設・設備に対する点検・整備等の基準**を検討
- **安全投資を促進するインセンティブ**を高めるための方策について検討
- **食品加工機械**の安全な使用のため職長教育の推進
- **製造業安全対策官民協議会**の安全対策の周知による事業場の自主的な安全確保の促進



第13次労働災害防止計画

就業構造の変化等に対応した対策の推進

- **高齢労働者**に配慮した職場改善等の取組事例の収集、安全と健康確保のための配慮事項の普及
- 関係府省と連携した**外国人労働者**を雇用する事業場に対する、**安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等**の実施等

など

企業・業界単位での安全衛生の取組の強

- 企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることの推奨
- **労働安全衛生マネジメントシステム**※の普及と活用

※ 我が国の産業現場で用いられている安全衛生活動や健康確保の取組を取り入れたJISを制定

など



高年齢労働者対策

—全労働災害の26%は60歳以上が被災—

取り組んでいくこと

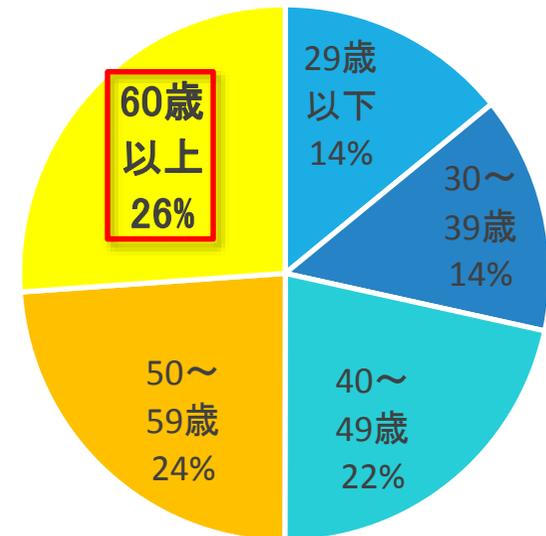
○ガイドラインの策定

専門家、労使の当事者等にご議論いただき年内の策定を目指す、人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議

○助成金の新設 ほか

・高年齢労働者の安全・健康の確保のために努力する中小企業等の支援、先進的な安全衛生対策技術等の普及促進等、エイジフレンドリー補助金（仮称）の新設

年齢別死傷災害発生状況
(H30年、休業4日以上)

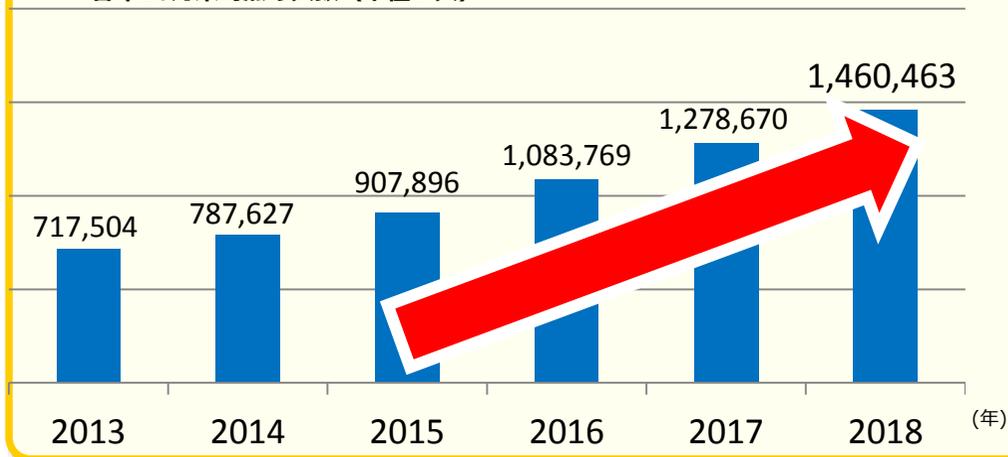




外国人労働者の労働災害発生状況

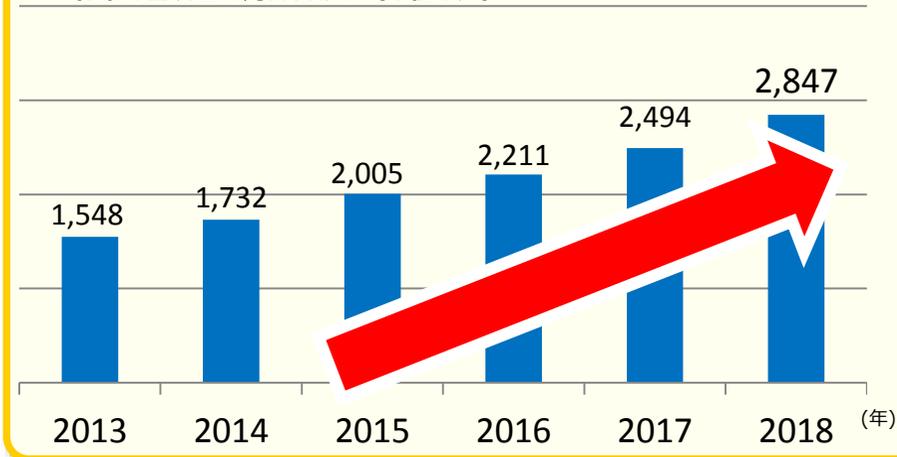
外国人雇用状況届出による外国人労働者数

各年10月末時点の人数（単位：人）



外国人労働者の労働災害発生状況

休業4日以上死傷者数※（単位：人）



※労働者死傷病報告において外国人であることが確認できた場合のみ集計

労働者死傷病報告で把握できた 外国人労働者の労働災害は**増加傾向**

- 平成31年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設
- 特定産業分野（14業種※¹）を中心に外国人労働者の人数は更に増加する見込み。

※1 介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業



外国人労働者の安全衛生対策の確保

取り組んでいくこと

外国人労働者に対する

○安全衛生教育等に向け事業者を指導・支援

令和元年度の取組み
外国人労働者向け
安全衛生教育用教材の作成
(リーフレット・視聴覚教材)

特定技能外国人労働者受入れ
11業務に関連して

10言語で作成（予定）

該当言語

英語、中国語、ベトナム語、タガログ語ほか

(厚生労働省 職場のあんぜんサイトより視聴可能)

○改正した労働者死傷病報告により、
詳細な情報の分析・把握を実施

国籍・地域

在留資格



労働安全衛生マネジメントシステム

～ 指針の改正について ～

【改正のポイント】

① システムの適用範囲（第4条・第8条関係）

事業場ごとにOSHMSを運用することを基本としていたところ、
法人が同一である複数の事業場を、一の単位とできるものとした。

② システム各級管理者等（第7条関係）

法人が同一である複数の事業場を一の単位としてシステムを運用する場合、システム適用範囲の全体を統括管理する者をシステム各級管理者として位置づけた。

また、システムが第三次産業を含む幅広い産業において運用されることを想定し、システム各級管理者が属する事業実施部門には、製造、建設、運送、サービス等があるとした。

③ 健康の保持増進のための活動・健康教育（第12条関係）

労働者の健康の保持増進対策を促進するため、安全衛生計画に定める事項に、「健康の保持増進のための活動の実施」及び「健康教育」に関する事項を加えた。